

# 森林土木工事施工管理基準

平成22年(2010年)	9月	改正
平成22年(2010年)	12月	一部改正
平成23年(2010年)	6月	一部改正
平成24年(2012年)	3月	一部改正
平成24年(2012年)	6月	一部改正
平成25年(2013年)	3月	一部改正
平成26年(2014年)	3月	一部改正
平成29年(2017年)	3月	一部改正
平成31年(2019年)	3月	一部改正
令和2年(2020年)	11月	一部改正
令和3年(2021年)	11月	一部改正
令和4年(2022年)	12月	一部改正

長野県 林務部

# 森林土木工事施工管理基準

## 1 目的

この管理基準は、長野県が発注する森林土木工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事事務物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。

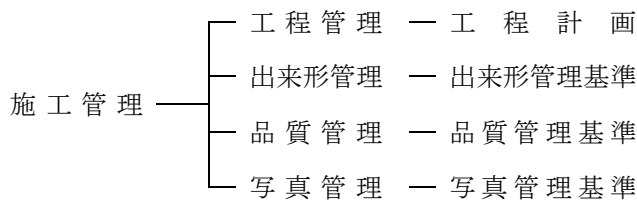
## 2 適用

この森林土木工事施工管理基準（以下「管理基準」とする。）は、森林土木工事共通仕様書（以下仕様書という。）の第1章1-1-1-33に規定する森林土木工事の施工管理及び規格値の基準に基づいて定めたものである。ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物等は対象としない。

また、工事の種類、規模、施工条件等により、この管理基準によりがたい場合は、別に定める仕様書又は監督員等の指示により他の方法によることができる。

## 3 構成

施工管理の構成は、下記によるものとする。



## 4 用語の意義

用語の意義は次のとおりである。

### (1) 工程管理とは

工事に必要な資材の調達、労務者の手配を考慮し、工事施工完成に必要な作業の手順及び日程を定めて、工程表を作成し、更に工事の実施過程において計画と実績を比較検討し、工期内に工事が完成するように必要な措置をすることを言う。

### (2) 出来形管理とは

施工する構造物の出来形（形状、寸法等）を把握するために、構造物の寸法、凹凸、勾配、基準高を施工の順序に従い直接測定し、その都度その結果を管理図表や一覧表に記録し、出来形を確保するために必要な措置をすることをいう。

### (3) 品質管理とは

工事に用いる資材や構造物等の品質を把握するために、物理的、科学的試験を実施し、その都度その結果を管理図表や一覧表に記録し、良好な品質を確保するために必要な措置をすることをいう。

### (4) 写真管理とは

工事完成時に目視できない箇所の出来形測定、品質管理の実施内容、又は施工段階及び施工経過の記録とするため、撮影基準等に基づいて必要な撮影を行い、写真により記録することをいう。

## 5 管理の実施

- (1) 受注者は、工事施工前に施工管理計画を定め、適切な施工管理を行わなければならない。
- (2) 受注者は、工事の施工と並行して、測定（試験）等を速やかに実施し、管理目的が達せられるようにしなければならない。
- (3) 受注者は、測定（試験）等の結果をその都度記録し、適切な管理のもとに保管し、監督員等の請求に対し直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。

## 6 管理項目及び方法

### (1) 施工管理の内容

項目	種目	内容
工程管理	工事の工程管理	工程表に基づき各工種を適期に施工するとともに、工事が工期内に完成するよう管理する。
	工事経過の記録	工事記録簿に工事の経過、指示、承諾、協議事項等を記録する。
	コンクリート打設図	コンクリート打設計画図及び打設進行図による管理を行う。
出来形管理	起工測量の実施	設計図書と現地の照合、確認及び丁張設置の測量を行う。
	完成測量の実施、出来形図等の作成	完成箇所を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した、出来形図面等を作成する。
	出来形数量の計算	出来形野帳、出来形図等に基づき、出来形数量、集計表を算出する。
品質管理	土工の品質管理	盛土及び路床の材料及び施工の試験、測定等を行い結果を記録する。
	コンクリートの品質管理	コンクリートの品質確保及び品質の実態を明らかにするため、必要な因子の試験、測定等を行い、結果を記録する。
	舗装の品質管理	アスファルト及びコンクリート舗装の下層路盤、上層路盤及び表層について、材料及び施工の試験、測定等を行い、結果を記録する。
	その他工種の品質管理	工種ごとの各部材及び施工の試験、品質、形状等について、測定等を行い、結果を記録する。
写真管理	工事写真の撮影及び編集	着工から完成までの工事経過、出来形、品質管理の実施状況、災害の状況等の写真を撮影し編集する。

### (2) 工程管理

#### 1) 工事の工程管理

- ア 工事の工程管理は、工程管理を工事内容に応じた方式(ネットワーク (PERT) 又はバーチャート方式等)により作成した実施工程表により行うものとする。
- イ 計画と実行に著しい差異が生じた場合は、その対策を講じて変更工事工程表を作成し監督員等に提出しなければならない。
- ウ 応急処理工事又は維持工事等の当初工事計画が困難な工事内容で、監督員等の承諾を受けた場合は、省略できるものとする。

#### 2) 工事経過の記録

工事の進行管理の資料とするため、着工から完成までの日々について、天候、作業内容、機械稼働、出役人員、概略の出来形数量、使用機械及び指示、承諾、協議事項等を記入した工事記録簿等

を作成しなければならない。

### 3) コンクリート打設計画及び打設進行図

ア 治山ダム工事等のマスコンクリートの打ち込みは、あらかじめ適正な施工計画に基づくコンクリート打設計画表を作成し、監督員等に提出しなければならない。

イ コンクリート打設計画表は、現場の条件を十分勘案して無理な計画とならないよう留意しなければならない。

なお、リフト、ブロック分けは、一日の実際の打設量を基に計画することとし、原則として変更の無いようにしなければならない。

ウ コンクリート打設計画表を変更する場合は、変更コンクリート工事打設計画表を作成し、監督員等に提出しなければならない。ただし、監督員等の承諾を得た場合は、省略することができる。

エ コンクリート打設にあたっては、リフト、ブロック別に打設月日、打設量等進行状況を記録した打設進行図を作成しなければならない。

### (3) 出来形管理

1) 工事の実施にあたっては、仕様書第1章1-1-1-48の規定に基づく工事測量を行なければならない。

2) 受注者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形管理表又は出来形図を作成し、管理するものとする。

ただし、測定数が10点未満の場合は出来形成果表のみとし、出来形図の作成は不要とする。

なお、測定基準において測定箇所数「〇〇につき1箇所」となっている項目については、小数点以下を切り上げた箇所数測定するものとする。

3) 3次元データによる出来形管理

ICT施工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、国土交通省の「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定を準用するものとする。

なお、ここでいう3次元データとは、工事目的物あるいは現地地形の形状を3次元空間上に再現するために必要なデータである。

### (4) 品質管理

1) 受注者は、品質管理の規格値、試験基準等について、品質管理基準によらなければならない。

特に、品質管理基準の試験区分で「必須」となっている試験は、監督員等が指定しない限り必ず実施しなければならない。

また、品質管理基準の試験区分で「その他」となっている試験は、監督員等が指定した場合に実施するものとする。

2) 受注者は、品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により品質を管理し、その管理内容に応じた、工程能力図又は、品質管理図表(ヒストグラム、 $\bar{x}-R$ 、 $\bar{x}-R_s-R_m$ 等)を作成する。ただし、測定数が10点未満の場合は品質管理表のみとし、品質管理図の作成は不要とする。

### (5) 写真管理

受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を工事写真管理基準により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督員等の請求に対し直ちに提示するとともに、しゅん工時に提出しなければならない。

工事写真の撮影は、写真撮影基準を標準とするが、これ以外の工種、種別にあっても、必要に応じて撮影しなければならない。

特殊な場合で、監督員等が指示するものについては、指示した項目、頻度で撮影しなければならない。

## 7 規格値

規格値は、設計値と出来形測定値、試験値との差の限界値であり、出来形管理基準及び品質管理基準により測定した各実測（試験・検査・計測）値は、規格値を満たさなければならない。

## 8 施工箇所が点在する工事について

施工箇所が点在する工事については、施工箇所毎に測定（試験）基準を設定するものとする。

なお、これにより難しい場合は、監督員等と協議しなければならない。

# 出 来 形 管 理

平成22年(2010年)	9月	改正
平成22年(2010年)	12月	一部改正
平成24年(2012年)	6月	一部改正
平成25年(2013年)	3月	一部改正
平成26年(2014年)	3月	一部改正
平成29年(2017年)	3月	一部改正
平成31年(2019年)	3月	一部改正
令和2年(2020年)	11月	一部改正
令和3年(2021年)	11月	一部改正
令和4年(2022年)	12月	一部改正

長野県 林務部

## 1 出来形管理

起工測量、完成測量、出来形図等の作成及び出来形数量の計算は、森林土木工事施工管理基準(以下管理基準という)に示すほか、別に指定しない限り、治山技術基準解説・林道技術基準の運用によらなければならない。

### (1) 起工測量の実施

受注者は、次による起工測量を行い、その成果を検測野帳又は設計図等に記入し、監督員に提示しなければならない。

#### 1) 平面測量

BM、BM間、基準点、各測量杭の位置について確認する。林道工事等では、全IPについて交角及びIP間の距離を測定する。

#### 2) 縦断測量

BM間及びBMを基準とする全測点について測定する。

また、橋梁等の重要な構造物付近や施工により損傷するおそれのあるBMは、増設または移設しなければならない。

なお、仮BMを設置するための基準点は、監督員等と協議して定めるものとする。

#### 3) 横断測量

横断図に示されている全測点について測定する。

なお、地形及び土質の変化する箇所等で測点の不足する場合は、測点を設定しなければならない。

#### 4) 構造物測量

設計図に示されている位置、縦断、横断、土質等について確認しなければならない。

### (2) 完成測量の実施及び出来形図等の作成

受注者は、完了後に測量を行い、測点等を復元して標示するとともに、出来形野帳、出来形図等を作成しなければならない。

なお、コンクリート等の構造物には、ペイント等を用い寸法等を標示しなければならない。

#### 1) 平面測量

平面測量は、起工測量に準じて各測量杭を現地に設置しなければならない。

#### 2) 縦断測量

縦断測量は、各測点等の施工基面について測量を行わなければならない。

#### 3) 横断測量

横断測量は、各測点等の出来形が計測できるよう測量を行うものとし、のり尻及びのり頭には補助杭を設けなければならない。

#### 4) 構造物測量

各構造物について、数量計算が可能となるように各部の現形寸法等を測量しなければならない。

明視できない部分の測定は、時期を失しないように注意し、後日、写真等で判定できるようにしておかななければならない。

また、完成後に測定できないコンクリート構造物等の出来形測定は、監督員の承諾を得て、型枠組立時の測定値によることができるものとする。

5) 出来形図

出来形図は、設計図及び起工測量の成果を基に、完成測量に用いた出来形野帳、出来形図等によって、設計図に準じて作成しなければならない。

治山事業での出来形図の作成区分、出来形寸法の標準例を次表のとおり示す。

(表1) 出来形図の作成区分表

工種	図面				数量計算方法		
	平面	正面	断面	展開	計算式 方式 <sup>注1)</sup>	両断面 平均式	数量表示 方式 <sup>注2)</sup>
治山ダム		○	○		○		
護岸工等		○	○	○	○	○	
土留工		○	○	○	○	○	
水路工	○		○	○	○	○	
その他コンクリート構造物		○	○	○	○		
筋工等	○	(見取又は展開)					○
吹付工、実播工等	○			○	○		○
法枠工等			○	○	○	○	
集水井工等	○		○	○			○
森林整備業務等	○	(面積又は数量表示方式)					

注1) 計算式方法とは、図上で計算式を使用し数量計算を行うもの

注2) 数量表示方法とは、延長、本数、枚数等で数量を計算するもの

構造物の出来形寸法は、次表のとおりとする。

(表2) 寸法単位

区分	構造物等	寸法 単位	基礎数値				適用		
			単位以下 3位止	単位以下 2位止	単位以下 1位止	5cm 活約	長さ	高(深)さ	幅
	コンクリート構造物	m		○			○	○	○
	鋼製構造物	m		○			○	○	○
	石積	m				○	○	○	
	ブロック積	m		○					○
	土留工 (コンクリート、石積ブロック積以外)	m			○		○		
		m				○		○	○
	水路工等	m			○		○		
		m		○				○	○
	筋工、柵工等	m			○		○		
	伏工	m			○		○		
	吹付工、実播工等	m			○		○		
	床掘、盛土等	m			○		○	○	○
	のり切工等	m			○		○	○	
面		h a		○					



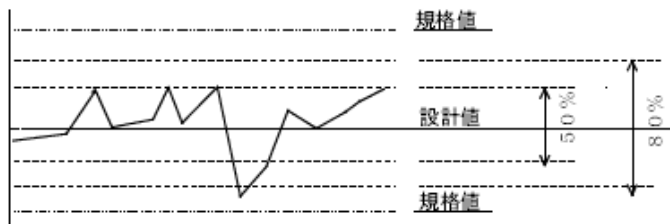
積		m2			○				
体	木	材	m3	○					
積	そ	の	他	m3		○			
重	鋼	材	t	○					
量	そ	の	他	kg		○			
係	円周率、のり長係数			○					
数	三角関数、弧度								

- (注) 1 本表にない工種等の取扱いは、監督員等の指示によるものとする。  
2 基礎数値以下の数値は、すべて切り捨てとする。  
3 工種毎の総数量の集計は、基礎数値が単位以下2位のもの1位止めとし、単位以下1位のもの1位止めとする。ただし、鋼材は単位以下3位止めとする。  
4 設計寸法又は許容範囲が明示されていない場合の出来形寸法は、基礎数値以下切捨てとして処理するものとする。

**【出来形管理図の記入方法及び留意事項】** (出典：長野県工事成績評定要領)

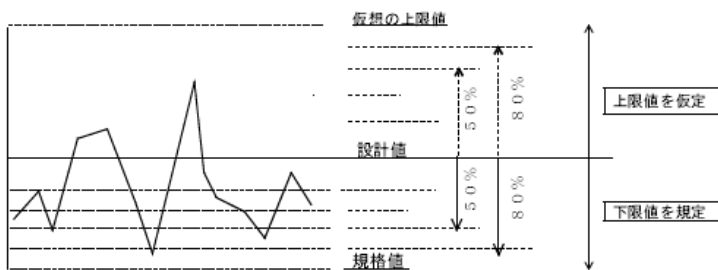
出来形及び品質のばらつきの考え方

(管理図の場合の表示例 上・下限値がある場合)

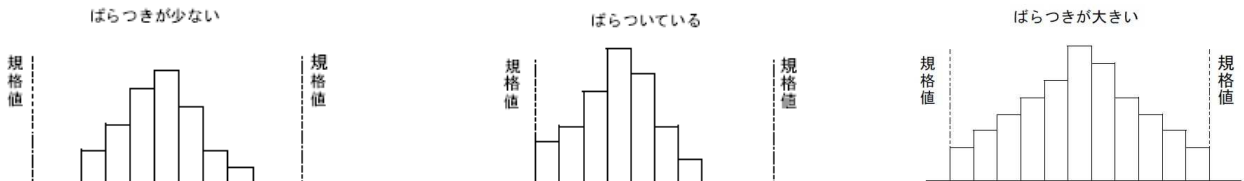


(管理図の場合の表示例 下限値のみの場合)

上限値のない場合のばらつきの考え方は、下限値と同様な値があるものと仮定し、バラツキの%を考慮する。



(度数表または、ヒストグラムの場合)



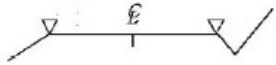
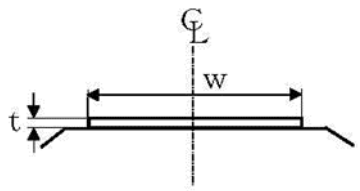
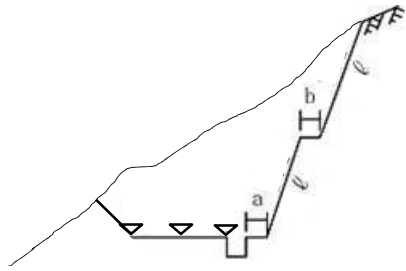
# 出来形管理基準目次

区分		工種	頁
1	路線・縦断	中心線 幅員 基準高 路盤工	1
2	土工	掘削工 盛土工 のり切工	1～4
3	治山ダム工・帯工(コンクリート)	コンクリート谷止工 コンクリート床固工 コンクリート帯工(本ダム 副ダム 側壁 水叩き) 治山ダム工と同一形状の土留工を含む	4
4	根固工・水制工(コンクリート)	根固工・水制工	5
5	護岸工・擁壁工・土留工 (コンクリート)	コンクリート護岸工・コンクリート擁壁工 ・コンクリート土留工	5
6	治山ダム工・帯工(鋼)	鋼製構造物 鋼製ダム(スリットタイプ・透過型を除く) 鋼製側壁工 鋼製構造物 鋼製ダム(スリットタイプ・透過型)	6
7	護岸工・擁壁工・土留工 (コンクリートブロック) (コンクリート2次製品) (かご、ふとん籠工、鉄線枠工) 補強土擁壁	コンクリートブロック張 コンクリートブロック擁壁、 コンクリートブロック石張工 コンクリートブロック石積擁壁、 コンクリートブロック練石張 コンクリートブロック空石張開きよ 積(張)石構造物 フーチング基礎工 プレキャスト擁壁工 鉄線かご かご擁壁 簡易鋼製土留擁壁 ふとん籠 鉄線枠工 補強土擁壁	7～8
8	木製構造物 (小型木製構造物)	(各構造物共通)個別木材寸法等 木製谷止工 木製床固工 木製護岸工 木製帯工 木製垂直壁 丸太積土留工等木製構造物	9
9	大型木製構造物	(各構造物共通)個別木材寸法等 木製治山ダム 木製土留工 木製護岸工(木製流路工護岸含む) 木製流路工(底張) もたれ式土留工 もたれ式護岸工(流路工護岸含む)	10～11

区分		工種	頁
10	防護柵工	木製ガードレール ガードレール ガードケーブル なだれ予防柵工	12
11	基礎工	杭基礎工 置換基礎工 胴木基礎工 ケーソン基礎工	12～13
12	溝きよ工・水路工	側溝(素掘)(植生工) 側溝工 横断溝 開きよ(コンクリート二次製品) 集水樹 水路受口(コンクリート) 横断溝 水路工 開きよ(鋼製品 (コルゲート等) (合成樹脂製) 水路工(植生土のう) 水路工(張石) (張芝) (編柵) (植生袋)	13～14
13	暗きよ工	コンクリート管工 コルゲートパイプ工合成樹脂管 礫 礫暗きよ 流末工 ボックスカルバート工 洗越工	15
14	地すべり防止工	杭打工 集水井工 アンカー工 集・排水ボーリング	16
15	緑化工	柵工 筋工 積工 種苗工 階段工 植栽工 むしろ、植生シート等の伏工 種子吹付 植生基材(厚層基材) (客土)吹付	17～19
16	吹付工	吹付工(モルタル・コンクリート)	20
17	法枠工	法枠工(現場打法枠工) (現場吹付法枠工) (プレキャスト法枠工)	20
18	簡易吹付法枠工	簡易吹付法枠工	21
	15 16 17 18 共通の工種	15 16 17 18 共通の工種	21
19	落石防護工	落石防止網工(網) 落石防護柵(壁)工 鋼製岩盤工	22
20	落石予防工	ロープ伏工、ロープ掛工	23
21	橋梁工	鋼橋部材精度 鋼橋仮組立精度 鋼橋塗装工 鉄筋及びプレストコンクリートの床版工 Tげた橋床版橋 プレストコンクリート横 橋台工 橋脚工	24～28
22	トンネル工	トンネル杭門 トンネル工(矢板)	29
23	舗装工	路床工(路床入替) 下層路盤工 上層路盤工 歴青安定 処理路盤工 アスファルト舗装工(表層) コンクリート舗装工	30～32
24	森林整備	地存え 植栽 下刈 獣害防除 雪起し 除伐 つる切 本数調整伐(間伐)m枝落し(枝打ち) 作業歩道 歩・車道・防火線刈払い (維持管理) 獣害防護柵	33～38

森林土木工事施工管理基準にない工種は、監督員と協議の上、長野県建設部等の出来形管理基準及び規格値を適用することとする。

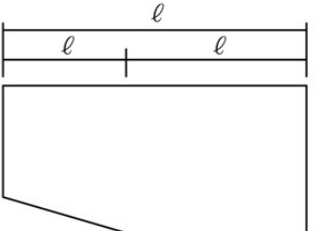
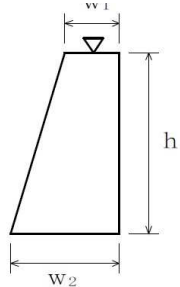
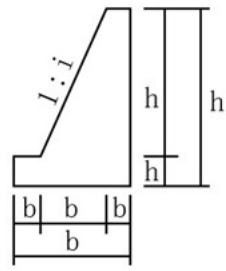
# 出来形管理基準

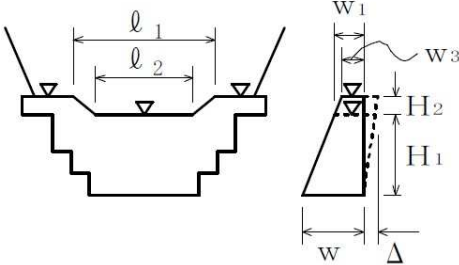
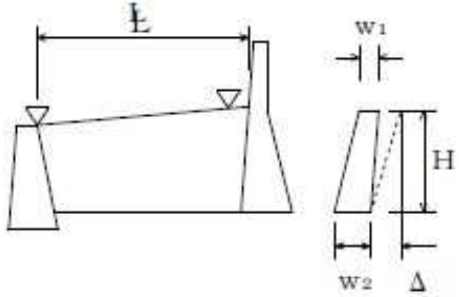
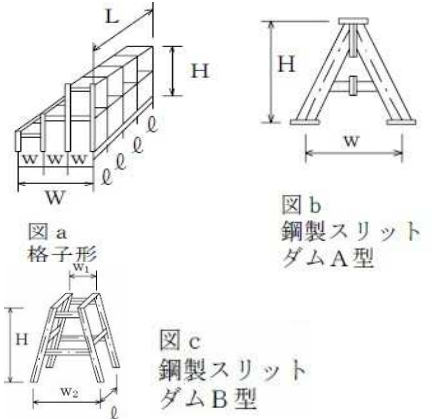
区分	工 種	項 目	規格値 単位明示がないのは(mm)	測 定 基 準	記録方法	測 定 箇 所 等	
1 路線・縦断	中 心 線	I P の 位 置	交角±30' 以内	全 I P	検査記録票 平面図の曲線表	ただし、コンパス等の場合は、±1° 以内	
		I P 間 の 距 離	≤40m				±200以内
			>40m				±0.5%以内
		測 点 間 の 距 離	±100以内		全測点		検査記録票 縦断図 横断図
	中 心 線 の 寄 り	±100以内					
	幅 員		-100以内		延長40mごとに1箇所の割合で測定する。ただし、幅に変化のある場合はその変化点	検査記録票 横断図	ただし、測定値が規格値を超えた場合に構造上支障がないと認められる場合には承認することができる。
基 準 高 (▽)		舗 装	±100以内	延長20mごとに1箇所の割合で測定する。	検査記録票 縦断図	基準高は特に指定しない限り中心線及び端部で測定。 	
			±50以内				
路 盤 工	幅 (B)		-50以内	延長40mごとに測定する。延長40m以下のものは2箇所測定する。 同一幅、厚さの区間が40m未満の場合は2箇所以上 測定平均値は設計値以上	検査記録票		
	厚 さ (t)		-10%以内				
2 土工	掘削工 林 道	基準高▽		±50以内	施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 ただし、国土交通省の「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編 計測技術(断面管理の場合)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は、林道中心線及び端部で測定。	検査記録票 横断図	
		法長 ℓ	ℓ<5m	-200以内			
			ℓ≥5m	法長-4%			
		ステップ(a)		±100以内			
		小段 (b)		±100以内			
		のり面の 凸凹	普通土	±100以内			
岩	±300以内						
							

区分	工種	項目	規格値 単位明示がないのは(mm)	測定基準	記録方法	測定箇所等		
2 土工	掘削工 溪間・山腹工等	基準高▽	±50以内	施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。 ただし、国土交通省の3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編 計測技術（断面管理の場合）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は掘削部の両端で測定。	検査記録票 横断面図			
		法長 ℓ	ℓ<5m				-200以内	
ℓ≥5m	法長-4%							
掘削工 (面管理の場合) 林道 溪間・山腹工等		平均值	個々の計測値	1 3次元データによる出来形管理において、国土交通省「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編 多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3 計測は平場面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> （平面投影面積当たり）以上とする。 4 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	検査記録票			
		平場	標高較差				±50以内	±150以内
		法面 (小段含む)	水平または標高較差				±70以内	±160以内
		法面 (軟岩Ⅰ) (小段含む)	水平または標高較差				±70以内	±330以内

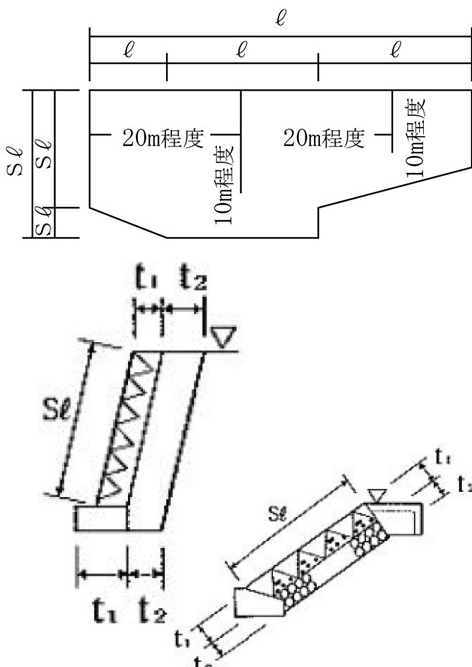
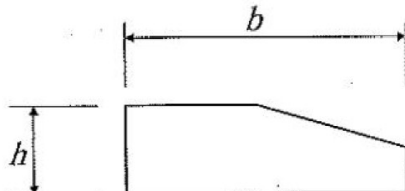
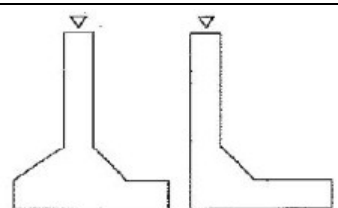
区分	工種	項目	規格値 単位明示がないのは(mm)	測定基準	記録方法	測定箇所等	
2 土工	盛土工	基準高▽	±50以内	施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。基準高は各法肩で測定。 ただし、国土交通省の「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編 計測技術(断面管理の場合)」の規定により測点による管理を行う場合は設計図書の測点毎。 林道における基準高は林道中心線及び端部で測定。 溪間・山腹工等の基準高は各法肩で測定。	検査記録票		
	林道(路体盛土工、路床盛土工) 溪間・山腹工等	法長 $l$	$l < 5m$				-100以内
			$l \geq 5m$				法長-2% $l$
		幅 $W1, W2$	-100以内				
		厚さ $t$	法面整形工(盛土部)土羽打ちのある場合に適用。				-30以内
盛土工(面管理の場合)		平均値	個々の計測値	1 3次元データによる出来形管理において、国土交通省「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3 計測は天端面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	検査記録票		
林道(路体盛土工、路床盛土工) 溪間・山腹工等	天端	標高較差	±50以内				±150以内
	法面 4割<勾配	標高較差	±50以内				±170以内
	法面 4割≥勾配 (小段含む)	標高較差	±60以内				±170以内
	※ただし、ここでの勾配は、鉛直方向の長さ1に対する、水平方向の長さXをX割と表したもの						

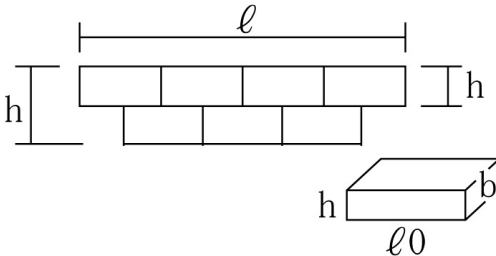
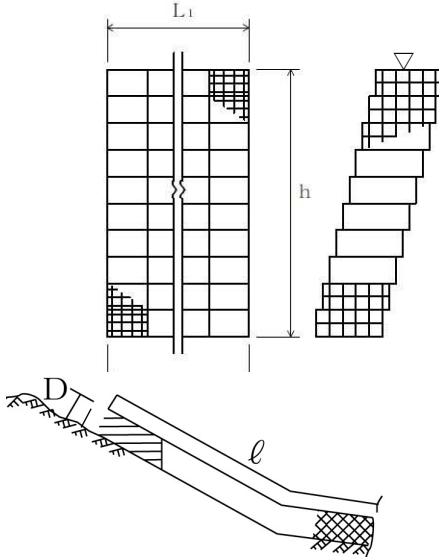
区分	工種	項目	規格値 単位明示がないのは(mm)	測定基準	記録方法	測定箇所等
2 土 工	のり切工	のり勾配	±0.5分以内	寸法表示箇所を測定する。	検査記録票 出来形図	地形及び土質の変化する箇所等で測点が不足する場合は、測点を設定する。
		のり長	±5%以内			
		法面の凸凹	普通土	±100以内		
			岩	±300以内		
3 治山ダム工・帯工(コンクリート)	谷止工*	基準高(▽)	±30以内	構造物は、設計図(構造図、標準図、模式図)の寸法表示箇所を測定する。 天端幅(w)及び長さ(L)は正面形状の変化点毎について測定する。	検査記録票 出来形図	
	床固工*					
	帯工 (本ダム 副ダム、側壁、水叩き)	高さ(h)	-30以内			
	治山ダム工と同一形状の土留工*を含む	長さ(L)	-50以内			
		幅・厚さ(w、t)	-30以内			
		放水路断面幅(l1, l2)	±50以内			
		のり勾配	±0.2分以内			

区分	工 種	項 目	規格値 単位明示がないのは(mm)	測 定 基 準	記録方法	測 定 箇 所 等	
4 根固工・水制工 (コンクリート)	根 固 工 水 制 工	基 準 高 (▽)	±100以内	施工延長20mにつき 1箇所割合で測定する。	検査記録票 出来形図		
		高 さ ( h )	$h < 2 \text{ m}$				-20以内
			$h \geq 2 \text{ m}$				-50以内
		延 長 ( l )	50m未満				-100以内
			50m以上				-0.2%以内
		厚 さ	$b < 1 \text{ m}$				-20以内
$b \geq 1 \text{ m}$	-30以内						
5 護岸工・擁壁工・土留工 (コンクリート)	護 岸 工 擁 壁 工 土 留 工	基 準 高 (▽)	±50以内	施工延長40mを超えて連続する 場合は、(測点間隔25mの場合 は50m) 1箇所、延長40m (又 は50m) 以下のものは1施工箇 所につき2箇所。個々の単体の 構造物は、全箇所、断面、形状 等の変化点毎に測定する。	検査記録票 出来形図 記録方法	護岸工事は横工事と整合していなければなら ない。   	
		高 さ ( h )	$h < 3 \text{ m}$				-50以内
			$h \geq 3 \text{ m}$				-100以内
		延 長 ( l )	-50以内				
		厚さ・幅 ( b、w1、w2 )	-30以内				
		の り 勾 配 ( i )	±0.2分以内				
		裏 込 厚 さ	-50以内				

区分	項目	規格値 単位明示がないのは(mm)	測定基準	測定箇所等		
6 治山ダム工・帯工(鋼)	鋼製構造物 鋼製ダム (スリット タイプ・ 透過型を 除く)	基準高(▽)	±50以内	構造物について寸法表示箇所を 測定する。  ダブルウォール構造の場合は、 堤高、幅、袖高は+の規格値は 適用しない。	検査記録票 出来形図  	
		高さ(H)	3 m 未満			-50以内
			3 m 以上			-50以内
		長さ(L)				-50以内
		幅・厚さ(w, t)				-50以内
		放水路断面幅(l1, l2)				±20以内
		のり勾配(Δ)				±0.2分以内
	鋼製側壁工	基準高(▽)	±50以内	図面に表示してある箇所で測定。	検査記録票 出来形図  	
		高さ(H)	3 m 未満			-50以内
			3 m 以上			-100以内
		長さ(L)				±100以内
		幅(w1, w2)				±50以内
		のり勾配(Δ)				±0.02H
	鋼製構造物 鋼製ダム (スリット タイプ・ 透過型)	堤長(L) 格	±50以内	コンクリート部分はコンクリート 谷止工に準ずる。  (備考)  格：格子型鋼製治山ダム A：鋼製スリットダム A型 B：鋼製スリットダム B型  (左記 L, w, Hは、mm単位)	検査記録票 出来形図  	
		堤長(l) 格・B	±(1+L/1000)以内			
		堤幅(W) 格	±30以内			
		堤幅(w) A	±5以内			
		堤幅(w) 格・B	±(1+w/1000) 以内			
		高さ(H) A	±5以内			
		高さ(H) 格・B	±(1+H/1000) 以内			

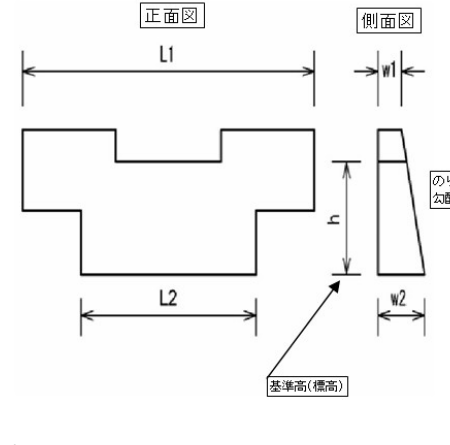
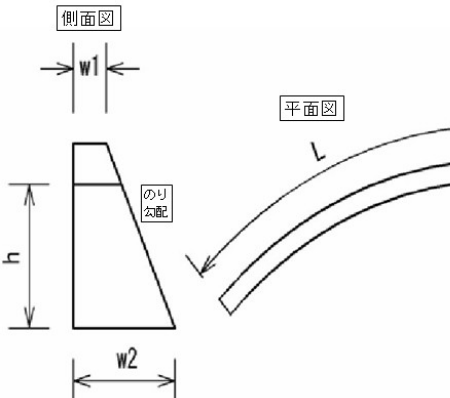


区分	工種	項目	規格 単位明示がないのは(mm)	測定基準	記録方法	測定箇所等	
7 護岸工・擁壁工・土留工(コンクリートブロック・コンクリート二次製品)	コンクリートブロック張又は擁壁、石張工又は石積擁壁、練石張及び空石張開きよ積(張)石構造物	基準高(▽)	±50以内	①図面の表示箇所。 ②同一の施工延長の場合は、20m毎に測定。 ③断面、形状等の変化点ごとに測定する。 ④林道工事にあつては測点毎に測定する。  ①～④の中で最適なものを選択する。	検査記録票 出来形図		
		延長(1)	1 < 10m				-50以内
			1 ≥ 10m				-0.5% 最大-100以内
		のり長(S1)					-50以内
		のり勾配		±0.3分以内			
		厚さ	ブロック厚(裏コンを含む)(t1)	-30以内			厚さは上端部及び下端部の2箇所を測定。
			裏込め材の厚さ(t2)	-30以内			
	抜石検査		200m <sup>2</sup> につき1箇所を測定	胴込コンクリートの場合。(しゅん工検査時には、抜石箇所が構造物と同品質以上のモルタル等により埋まっていることを確認する)	監督員等の写った立会記録写真による。		
	フーチング基礎工	基準高(▽)		±30以内	1施工箇所当たり2箇所程度測定する。ただし、延長が20mを超える場合は、20m程度ごとに測定する。規格値は、基礎上の構造物の底面寸法を下回ってはならない。	基礎上の構造物を関連させて記入又は作図する。  検査記録票 出来形図	
		高さ(h)		-30以内			
延長(L)		ℓ < 10m	-50以内				
		ℓ ≥ 10m	-0.5% 最大-100以内				
幅(b)		-30以内					
プレキャスト擁壁工	基準高(▽)		±50以内	全箇所。断面、形状等の変化点毎に測定する。工場製品の寸法は、規格証明書等による	検査記録票 出来形図		
	延長	1 < 10m	-200以内				
		1 ≥ 10m	-0.5% 最大-100以内				

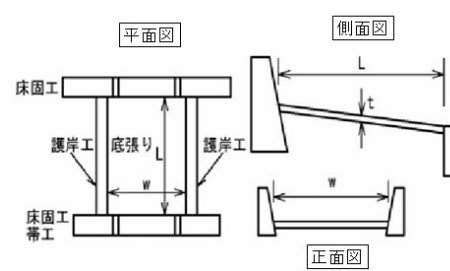
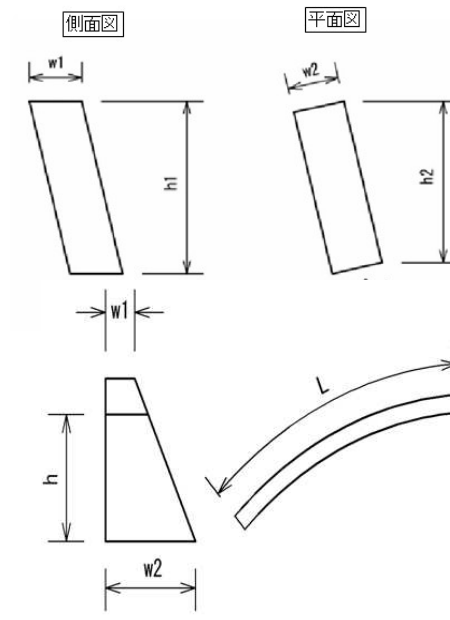
区分	工種	項目	規格値 単位明示がないのは(mm)	測定基準	記録方法	測定箇所等	
7 護岸工・擁壁工・土留工(かご、ふとん籠工、鉄線枠工)、補強土擁壁	鉄線かご かご擁壁 簡易鋼製 土留擁壁 ふとん籠 鉄線枠	基準高(▽) (高さ管理を必要とする構造物の場合)	±100以内	延長は全箇所 高さ又は径について段数及び長さが異なるごとに測定する。また、同一段数及び長さの延長が20mを超える場合は20m毎に測定する。なお、各個の寸法については全個数の10%程度測定する。 	検査記録票 出来形図	護岸工は横工事と整合していること。 	
		布設寸法	延長(l)				-1%以内
			高さ(h)				-50n以内 n:段数
		各個の寸法	長さ(l0)				-50以内
			幅(b)				-50以内
			高さ(h)又は径(D)				-50以内
		補強土擁壁(補強土(テールアルメ)壁工法)(多数アンカー式補強土工法)(ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基準高(▽)				±50以内
	高さ(h)		h<3m	-50以内			
			h≥3m	-100以内			
	延長(l)		-200以内 1施工箇所毎				
	控え長さ		設計値以上				
	鉛直度△		±0.03h かつ ±300 以内				
	部材数量		設計量以上				

区分	工種	項目	規格値 単位明示がないのは(mm)	測定基準	記録方法	測定箇所等
8 木製構造物 (※小型木製構造物) 布設寸法は外寸で測定する)	(各構造物共通) 個別木材 寸法等	部材数・段数	設計数値以上	部材の寸法管理については 全個数の5%以上測定する。 径は末口径を測定する。		※ 現場発生材等の寸法が一定しない部材 を使用する構造物は、別途、監督員の指示 により、管理基準を設定する。
		長さ	-50以内			
		幅・厚さ・径	-20以内			
	木製谷止工 木製床固工 木製護岸工 木製帯工 木製垂直壁	基準高(▽)	±100以内	基準高=設計図に表示された 底面の標高。 延長は寸法表示箇所を測定する。 幅、厚さは正面形状の変化点、 断面の変化点ごとに測定する。 高さは、底部の基準高からの 高さを測定。	検査記録票 出来形図	<p>最下段部分は高さから除く(ただし、最下段部に詰石が入る構造の場合は高さを含める)。 基準高が設計図に表示されている場合は、底面の基準高管理(標高)を行う。</p>
		高さ(h)	-100以内			
		長さ(L)	- (長さ/500)mm以内 (最小-100mm、最大-400mm)			
		幅、厚さ	-50以内			
		のり勾配	±0.5分以内			
	丸太積土留 工等木製構 造物	高さ(h)	-100以内	延長40mにつき1箇所の割 合で測定。ただし、同一区 間が40m未満の場合は2箇 所以上。	検査記録票 出来形図	
		長さ(L)	-100以内			
		幅、厚さ	-50以内			
		のり勾配	±1分以内			
		のり長(SL)	-100以内			
		その他	設計寸法の-5%以内			

(※ 小型木製構造物の区分 H21.7.24付け森政第148号通知による)

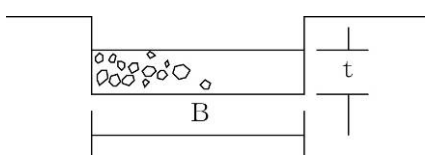
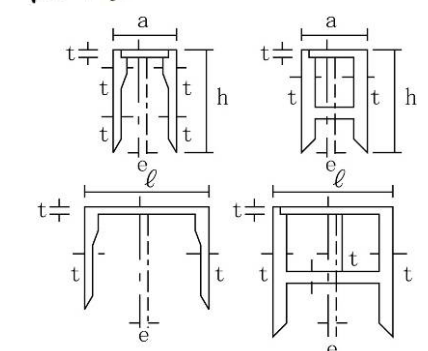
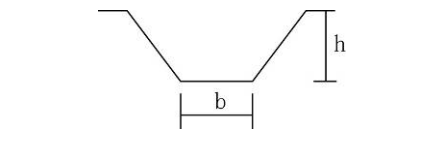
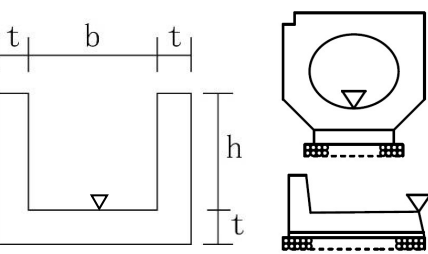
区分	工種	項目	規格値 単位明示がないのは(mm)	測定基準(図面表示箇所での測定を基本とする)	記録方法	測定箇所等
9 大型木製構造物 ※ (布設寸法は、外寸で測定する)	(各構造物共通) 個別木材 寸法等	部材数・段数	設計数値以上	部材の寸法管理については全個数の5%以上測定する。径は末口径を測定する。	検査記録票	※ 現場発生材等の寸法が一定しない部材を使用する構造物は、別途、監督員の指示により、管理基準を設定する。
		長さ	-50以内			
		幅・厚さ・径	-20以内			
	木製治山 ダム	基準高(▽)	±100以内	基準高=設計図に表示された底面の標高。 幅、厚さは正面形状の変化点、断面の変化点ごとに測定する。 のり勾配を勾配定規等により測定。 高さは底部の基準高からの高さを測定し、基準高管理(標高管理)を行う。ただし、最下段部に詰石が入らない場合、最下段部分は高さから除く。	検査記録票 出来形図	
		高さ(h)	±100以内			
		長さ(L)	- (長さ/500)mm以内 (最小-100mm、最大-400mm)			
		幅、厚さ(W)	-50以内			
		のり勾配	±0.5分以内			
	木製土留工 木製護岸工 (流路工 護岸含む)	高さ(h)	±100以内	長さは、表裏の平均値により管理する。 厚さは正面形状の変化点、断面の変化点ごとに測定する。 高さは、底部の基準高からの高さを測定し基準高管理(標高管理)を行う。ただし、最下段部に詰石が入らない場合、最下段部分は高さから除く。 のり勾配を勾配定規等により測定。	検査記録票 出来形図	
		長さ(L)	- (長さ/500)mm以内 (最小-100mm、最大-400mm)			
		幅、厚さ(W)	-50以内			
		のり勾配	±0.5分以内			

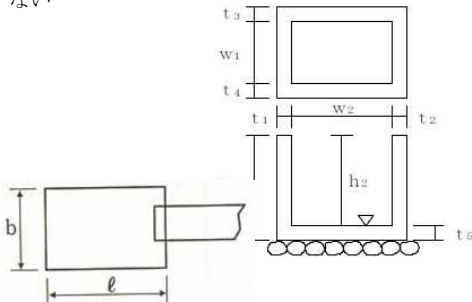
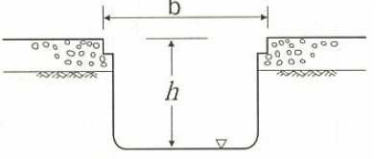
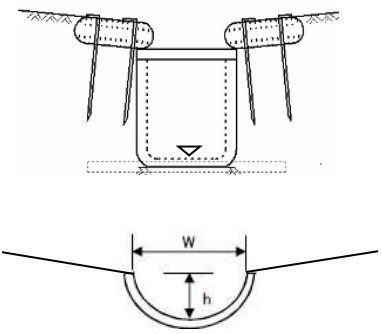
(※ 大型木製構造物の区分 H21.7.24付け森政第148号通知による)

区分	工 種	項 目	規格値 単位明示がないのは(mm)	測定基準(図面表示箇所での測定を基本とする)	記録方法	測 定 箇 所 等
9 大型木製構造物 (布設寸法は、外寸で測定する)	木製流路工(底張)	長さ(L)	- (長さ/500)mm以内 (最小-100mm、最大-400mm)	長さの管理は、表裏の平均値とする。 幅は、図面の表示箇所で測定。 厚さは正面形状の変化点、断面の変化点ごとに測定する。	検査記録票 出来形図	
		幅(W)	-100以内			
		厚さ(t)	-50以内			
	もたれ式土留工 もたれ式護岸 (流路工護岸含む)	高さ(h)	±100以内	長さの管理は、表裏の平均値とする。 高さは、底部の基準高からの高さを測定し基準高管理(標高管理)を行う。ただし、最下段部に詰石が入らない場合、最下段部分は高さから除く。 幅は、図面の表示箇所で測定。 のり勾配を勾配定規等により測定。	検査記録票 出来形図	
		長さ(L)	- (長さ/500)mm以内 (最小-100mm、最大-400mm)			
		幅(W)	-50以内			
		のり勾配	±0.5分以内			

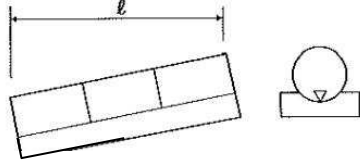
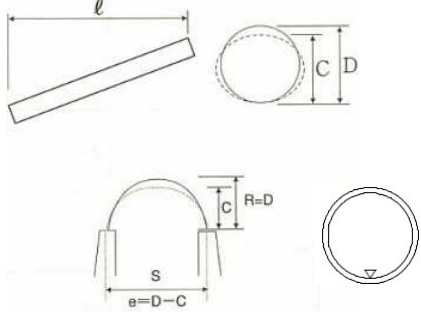
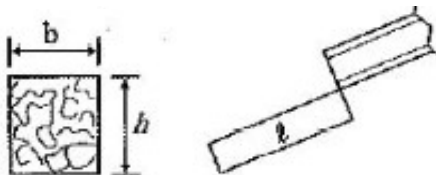
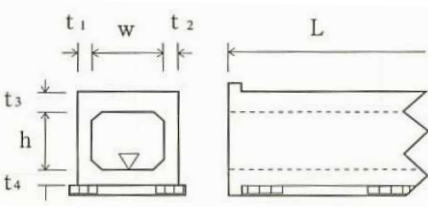
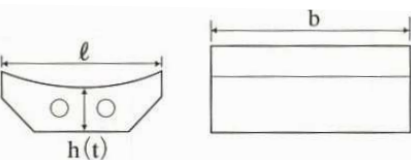
(※ 大型木製構造物の区分 H21.7.24付け森政第148号通知による)

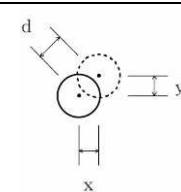
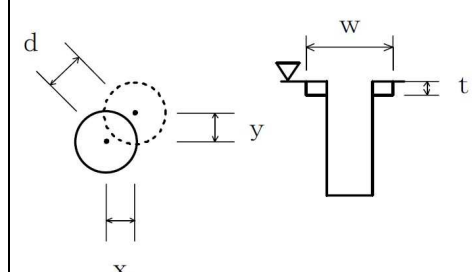
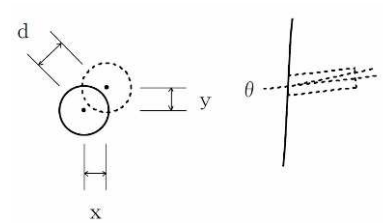
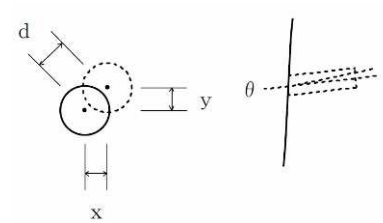
区分	工 種	項 目	規格値 単位明示がないのは(mm)	測 定 基 準	記録方法	測 定 箇 所 等	
10 防 護 柵 工	木製ガードレール ガードレール ガードケーブル	長 さ (ℓ)	-0.2%以内	全箇所	検査記録票 出来形図		
		取り付け高さ (H)	±30以内	ポスト数の20%程度			
		基礎	幅 (w)	-30以内			1箇所/施工延長40m
			高さ (h)	-30以内			40m以下のものは、2箇所/1施工箇所。
	なだれ防止柵工	高さ (h)	±30以内	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所。 施工延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。	検査記録票 出来形図		
		延 長 (L)	-200以内	1施工箇所ごと			
		基礎	幅(w1, w2)	-30以内			基礎 1基ごと
			高 さ (h)	-30以内			
		アンカー長さ(ℓ)	打 込 み(ℓ)	-10%			全数
			埋 込 み(ℓ)	-5%			
11 基 礎 工	杭 基 礎 工	基準高 (▽)	±50以内	全箇所 特に指定のない限り全数を測定する。 工場製品の杭径は、規格証明書等による。 規制杭については打止り沈下量を測定し許容支持力を算定すること。 (基準高打込み不能の場合は切揃高とする。)	基礎上の構造物の設計図等に関連させて記入又は作図する。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$	
		杭 長 (ℓ)	設計値以上				
		杭径(D)	木杭				-10%以内
			その他の杭				設計値以上
		偏心量 (d)	木杭				±杭径以内
			その他の杭				杭径の±25%かつ100mm以内
		傾斜角 (a)	木杭				±5° 以内
			その他の杭				±3° 以内

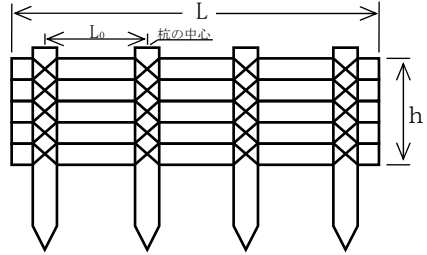
区分	工 種	項 目	規格値 単位明示がないのは(mm)	測 定 基 準	記 録 方 法	測 定 箇 所 等	
11 基 礎 工	置換基礎工 胴木基礎工 (切込砂利) (砕石基礎工) (割ぐり石基礎工) (均しコンクリート)	延 長 ( l )	l < 10m	-50以内	1 施工箇所当たり 2 箇所程度測定する。ただし、延長が20mを超える場合は、20m程度ごとに測定する。	検査記録票 (基礎上に設置する構造物の設計図等に関連させて記入又は作図する)	
			l ≥ 10m	-0.5% 最大-100mm以内			
		厚 さ ( t )		-30以内			
		幅 ( B )		-50以内			
	ケーソン 基礎工	基 準 高 (▽)	高 さ ( h )	±100以内	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については打設ロットごとに測定。	検査記録票 出来形図	$e = \sqrt{x^2 + y^2}$ 
			幅 ( a )	-50以内			
長 さ ( l )			-50以内				
壁 厚 ( t )			-20以内				
偏 心 量 ( e )			±300以内				
12 溝 き よ 工 ・ 水 路 工	側溝工 (素掘) (植生工)	高 さ ( h )	-50以内	延長40m毎に1箇所の割合で測定する。延長40m 以下のものは1 施工箇所につき2箇所。	検査記録票		
		幅 ( b )	-50以内				
		延 長 ( L )	-0.1% 最大-200以内				
側溝工 横断溝 開きよ (コンクリート) (プレキャスト U型側溝) (L型側溝) (自由勾配側溝) (管きよ)	基 準 高 (▽) <small>(ただしE L管理は、監督員の指定(図示等)する管理可能な場所に適用)</small>	深 さ(高 さ) ( h )	±50以内	側溝は、全測点。 横断溝、開きよは1施工当たり2箇所程度測定する。 延長40m毎に1箇所の割合で測定する。延長40m 以下のものは1 施工箇所につき2箇所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 計測技術(断面管理の場合)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 工場製品の場合の寸法は、製品規格証明書等による。	検査記録票 出来形図	排水路天幅は路面より上がってはならない。 	
		幅 ( b )	-30以内				
		厚 さ ( t )	-30以内				
		延 長 ( L )	-10以内				
			-200以内				

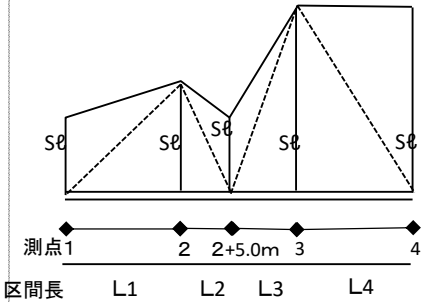
区分	工 種	項 目	規格値 単位明示がないのは(mm)	測 定 基 準	記 録 方 法	測 定 箇 所 等
12 溝 き よ 工 ・ 水 路 工	集水樹 水路受口 (コンクリート)	基 準 高 (▽)	±50以内	構造物について寸法表示箇所を測定する。 工場製品の場合の寸法は、製品規格証明書等による。	検査記録票 出来形図	集水樹、水路受口は、地面より上がってはならない 
		深 さ(高 さ) (b, h)	-30以内			
		幅 (w)	-30以内			
		厚 さ (t)	-10以内			
側溝工 横断溝 水路工 開きよ (鋼製品(コ ルゲート等)) (合成樹脂製)	側溝工 横断溝 水路工 開きよ (鋼製品(コ ルゲート等)) (合成樹脂製)	基 準 高(▽)	±50以内	1 施工箇所毎に 1 箇所測定。 ただし施工延長が40mを超える 場合は40m毎に測定。延長40m 以下のものは2箇所測定する。 工場製品の場合の寸法は、製品 規格証明書等による。	検査記録票 出来形図	排水路天幅は地面より上がってはならない。 水路工は、斜面から集めた水が排水されるよう にしなければならない。   斜面より集めた水が水路内に入るよう土のう等 は縁部分を水路内側に被して設置する。 
		深 さ(高 さ) (h)	-30以内			
		幅 (b)	-30以内			
		延 長(L)	-200以内			
水 路 工 (張石) (張芝) (植生板) (編柵) (植生袋) (植生土のう)	水 路 工 (張石) (張芝) (植生板) (編柵) (植生袋) (植生土のう)	深 さ (h)	-50以内	施工延長20mにつき 1 箇所測定 する。延長は、全延長を測定す る。		
		上 幅 (W)	-100以内			
		孤 長	-100以内			
		延 長(L)	-200以内			



区分	工 種	項 目	規格値 単位明示がないのは(mm)	測 定 基 準	記 録 方 法	測 定 箇 所 等
13 暗 き よ 工	コンクリート 管工	基 準 高 (▽)	±50以内	1 施工箇所当たり 2 箇所。ただし、 延長が20mを超える場合は、20m程 度ごとに測定する。工場製品の場合 の寸法は、規格証明書による。	検査記録票 出来形図	
		延 長 (ℓ)	-200以内			
	コルゲート パイプ工 合成樹脂管	基 準 高 (▽)	±50以内	1 施工箇所当たりに 2 箇所。ただ し、延長が20mを超える場合は、20 m程度ごとに測定する。 工場製品の寸法は製品規格証明書等 による。ただし、製造元の製品仕様 により 許容値が定められている場 合は、当該 許容値を規格値に読み 替える。	検査記録票 出来形図	
		延 長 (ℓ)	-0.1% 最大-200以内			
		スパン (s)	±2%以内			
	礫 礫暗きよ 流末工	高 さ (h)	-10以内	1 施工箇所毎に 1 箇所測定。	検査記録票 出来形図	
		幅 (b)	-50以内			
		長 さ (ℓ)	-100以内			
	ボックス カルバート工	基 準 高 (▽)	±50以内	寸法は、両端、継手箇所及び断 面、形状等の変化点について測 定する。 工場製品の場合の寸法は、製品 規格証明書等による。 ※ は、現場打ちボックスカル バート工に適用する。	検査記録票 出来形図	
		高 さ (h)	-30以内			
内 の り 幅 (w)		-30以内				
厚 さ (t) ※		-20以内				
延 長 (ℓ)		-200以内				
洗越工	高さ(厚さ) (h) (t)	-50以内	全箇所 断面、形状等の変化点毎に測定 する。	検査記録票 出来形図		
	幅 (b)	-30以内				
	延 長 (L)	-200以内				

区分	工 種	項 目	規格値 単位明示がないのは(mm)	測 定 基 準	記 録 方 法	測 定 箇 所 等
14 地 す べ り 防 止 工	杭工	基準高(▽)	±50以内	全数について杭中心で測定する。 なお、打込み不可能なときは監督員 と協議の上、切揃え高さとする。 指示した杭は打ち止め沈下量を測定 する。ただし、木杭については基礎 杭の基準による。	検査記録票 出来形図	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 
		杭 長	設計値以上			
		偏心量(d)	D/4以内かつ100以内			
	集水井工	基準高(▽)	±50以内	全数測定。 偏心量は、杭頭と底面の差を 測定。	検査記録票 出来形図	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 
		偏心量(d)	150以内			
		長さ(L)	-100以内			
		巻立て幅(w)	-50以内			
		巻立て厚さ(t)	-30以内			
	アンカー工 ※鉄筋挿入 工にも適用 する	削孔深さ(長さ)ℓ	設計値以上	全箇所 (ただし、仮設工として設置する アンカーはせん孔方向(θ)の 管理を行わない)	検査記録票 出来形図	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 
		配置誤差(d)	100以内			
		せん孔方向(θ)	±2.5度以内			
	集・排水 ボーリング	削 孔 深 さ (長 さ) ℓ	設計値以上	各孔全数測定	検査記録票 出来形図	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 
配置誤差(d)		100以内				
せん孔方向(θ)		±2.5度以内				

区分	工 種	項 目		規格値 単位明示がないのは(mm)	測 定 基 準	記 録 方 法	測 定 箇 所 等
15 緑 化 工	柵工 筋工 積工 種苗工	延 長 (L)	L<10m	-200以内	全延長を測定。	検査記録票 出来形図	 <p>※ 現場発生材等の寸法が一定しない部材を使用する構造物は、別途、監督員の指示により、管理基準を設定する。</p>
			L≥10m	-2%以内			
		編高・積高等の高さ	-30以内	40m毎に1箇所の割合で測定する、40m以下の場合は2箇所測定する。			
		編高・積高等の幅	設計値の±10%以内				
		のり勾配	±0.5分以内				
		杭の使用本数	L/L₀以上				
		杭 径	設計値の-10%以内	杭数の10%程度測定。			
		杭 間 隔 (L₀)	+200以内				
種子・萱株・挿穂等	設計値以上	将来の成長が期待できるか判定。					
階段工	長 幅	長	-100以内	寸法表示箇所を測定する。	検査記録票 出来形図		
		幅	階段幅-100以内				
植栽工	列間距離、苗間距離	列間距離、苗間距離	±200以内	1施工箇所当たり1箇所以上植付本数を測定  植栽木、植穴は全本数のそれぞれ1%・0.1%測定	検査記録票 出来形図	森林整備業務での植栽工は除く。 箇所数は、監督員の指示による。	
		植 付 穴	穴径の-50以内				

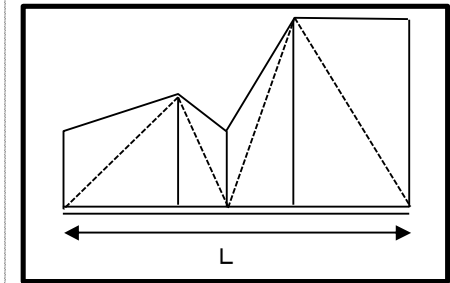
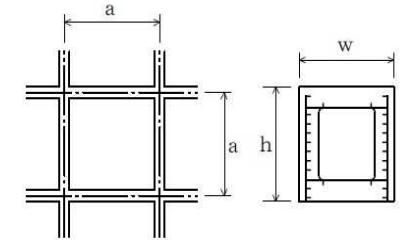
区分	工 種	項 目	規格値 単位明示がないのは (mm)	測 定 基 準	記 録 方 法	測 定 箇 所 等	
15 緑 化 工	むしろ, 植生シート等の伏工 種子吹付(種子散布) ※施工数量の確認は、A又はBの方法で実施する。	切土のり長 (S $\ell$ )	S $\ell$ < 5 m	-200以内	各測点及び変化点で計測。ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	<p>検査記録票 出来形図 材料受払簿</p> <p>ただし、簡易なものは見取図とすることができる。</p>	<p>A：測点とともに施工範囲を管理するもの 例 林道法面の緑化等</p> 
			S $\ell$ $\geq$ 5 m	のり長の-4%以内			
		盛土のり長 (S $\ell$ )	S $\ell$ < 5 m	-100以内			
			S $\ell$ $\geq$ 5 m	のり長の-2%			
		区 間 長 (L)	-100以内				
		面 積 (A)	設計数値以上				
		各部の延長 ( $\ell$ )	-200以内	全箇所 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。			
面 積 (A)	設計数値以上						

区分	工 種	項 目		規格値 単位明示がないのは (mm)	測 定 基 準	記録方法	測定箇所等
		生育判定検査 判定時期 春期 (3月～5月) 施工 施工後90日 夏期 (6月～8月) 施工 10月～11月中旬 秋期 (9月～10月) 施工 翌6月初旬 冬期 (11月～2月) 施工 翌7月初旬		被覆率70%以上	種子付むしろ等の工場製品の場合は規格証明書等による。 被覆率は1000m <sup>2</sup> に1箇所割合で測定する。 1×1mのコードラードを設けて測定し、被覆率を判定する。	検査記録票 出来形図  ただし、簡易なものは見取図とすることが出来る。	A・B共通  厚さ及び被覆率測定箇所を明記する。
		(H22.12月追記) 生育判定の結果、保留となった場合は、「植生基材(厚層基材),(客土)吹付」の判定基準に定められた時期に再判定を行う他、監督員の指示によることとする。					
15	植生基材 (厚層基材) (客土)吹付  ※施工数量の確認は、A又はBの方法で実施する。	のり長 (S ℓ)	Sℓ < 5 m	-200以内	各測点及び変化点で計測 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	検査記録票 出来形図  ただし、簡易なものは見取図とすることが出来る。	A：測点とともに施工範囲を管理する場合。  ※測定の考え方は植生シート等のAによる
	Sℓ ≥ 5 m		のり長の-4%				
	区 間 長 (L)	-100以内					
	面 積 (A)	設計数値以上					
		各部の延長 (ℓ)		-200以内	全箇所 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	検査記録票 出来形図  ただし、簡易なものは見取図とすることが出来る。	B：測点管理を要しないもの。  ※測定の考え方は植生シート等のBによる
	面 積 (A)	設計数値以上					

区分	工 種	項 目		規格値 単位明示がないのは (mm)	測 定 基 準	記録方法	測定箇所等
		厚さ (t)	t < 5 c m	-10以内	20m <sup>2</sup> に1箇所割合で検測ピン等により測定する。施工面積200m <sup>2</sup> につき1箇所。 面積200m <sup>2</sup> 以下のものは、1施工箇所につき2箇所。検査孔により測定。	検査記録票 出来形図  ただし、簡易なものは見取図とすることが出来る。	A・B共通  厚さ及び被覆率測定箇所を明記する。
	t ≥ 5 c m		-20以内				
	ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上。						
		種 子 量		±10%以内	1バッチ当たりの数量を計算する。パック化したものは配合証明書により、確認する。		
		肥料、侵食防止材		±10%以内	材料使用量にて確認。		
		金網の露出 度合い	吹付厚 3 c mまで	50%以内	基盤材吹付後の金網の露出度合いについては500m <sup>2</sup> に1箇所の割合(500m <sup>2</sup> 未満は2箇所)で測定する。 2×2 mの方形枠により測定。		
			吹付厚 3 c m越え	10%以内			
		生育判定検査 判生育判定時期  春期 (3月～5月) 施工 施工後90日  夏期 (6月～8月) 施工 10月～11月中旬  秋期 (9月～10月) 施工 翌6月初旬  冬期 (11月～2月) 施工 翌7月初旬  (H22.12月追記) 生育判定の結果、保留となった場合は、「植生基材(厚層基材), (客土)吹付」の判定基準に定められた時期に再判定を行う他、監督員の指示による とする。		木本性群落 被覆率 30%～50%であり、木本が10本/m <sup>2</sup> 以上確認できる。 又は、被覆率50%～70%であり、木本が5本/m <sup>2</sup> 以上確認できる。  草本性群落 被覆率70%以上	被覆率は500m <sup>2</sup> に1箇所の割合(500m <sup>2</sup> 未満は2箇所、最多で5箇所)で測定する。1×1mの方形枠を設け、枠内の被覆率を判定する。		

区分	工 種	項 目	規格値 単位明示がないのは (mm)	測 定 基 準	記録方法	測定箇所等	
16 吹付工	吹付工 (モルタル) (コンクリート)  ※施工数量の確認は、A又はBの方法で実施する。	区間長 (ℓ)	-100以内	各測点及び変化点で計測 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案) 法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	検査記録票 出来形図 設計図、野帳に記入、又は出来形図等を作成する。	A：測点とともに施工範囲を管理する場合  ※測定の考え方は植生シート等のAによる。	
		のり長	$Sℓ < 3\text{ m}$				-50以内
			$Sℓ \geq 3\text{ m}$				-100以内
		面 積 (A)	設計数値以上				
		各部の延長 (ℓ)	-200以内	全箇所 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案) 法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	検査記録票 出来形図  設計図、野帳に記入、又は出来形図等を作成する。	B：測点管理を要しないもの。  ※測定の考え方は植生シート等のBによる。	
		面 積 (A)	設計数値以上				
		吹付厚 (t)	$t < 5\text{ cm}$	-10以内	吹付厚は確認用測定ピン等により確認。200 m <sup>2</sup> につき1箇所以上、200 m <sup>2</sup> 以下は2箇所をせん孔またはコアーにより測定。 測定断面に凸凹があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする	検査記録票 出来形図  設計図、野帳に記入、又は出来形図等を作成する。	A・B共通  コアー採取箇所またはさく孔箇所を、明記する。
$t \geq 5\text{ cm}$	-20以内						
吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上とする。							

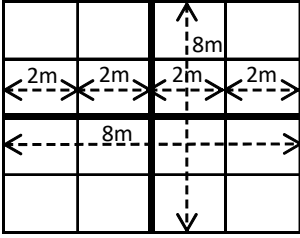
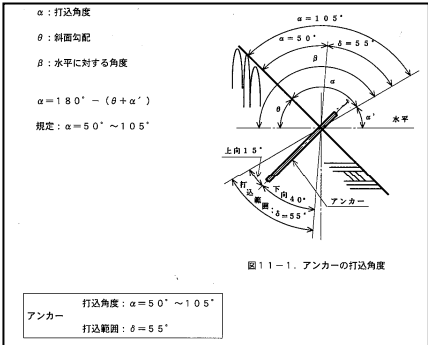
区分	工 種	項 目		規格値 単位明示がないのは (mm)	測 定 基 準	記録方法	測定箇所等
17 法 枠 工	法枠工 (現場打法枠工) (現場吹付法枠工)	のり長	$S\phi < 10\text{m}$	-100以内	各測点及び変化点で計測 ただし、計測手法については、従 来管理のほかに「3次元計測技術 を用いた出来形管理要領(案)法 面工編」で規定する出来形計測性 能を有する機器を用いることがで きる。	検査記録票 出来形図	項目以外の枠内吹付、ラス張等についての 管理は、15、16及び共通事項の管理基準を 準用する。
			$S\phi \geq 10\text{m}$	-200以内			
		面 積	(A)	設計数値以上			
		幅	(w)	-30以内			
		高 さ	(h)	-30以内			
		吹付枠中心間隔	(a)	$\pm 100$ 以内			
		延長 (L)		-200以内			
		梁延長 (法枠工の設計数量を梁全延 長で計上している場合に適用 する)		施工延長 $\geq$ 設計延長			
法枠工 (プレキャスト 法枠工)	のり長	$S\phi < 10\text{m}$	-100以内	各測点及び変化点で計測 ただし、計測手法については、従 来管理のほかに「3次元計測技術 を用いた出来形管理要領(案)法 面工編」で規定する出来形計測性 能を有する機器を用いることがで きる。	検査記録票 出来形図	項目以外の枠内吹付、ラス張等についての 管理基準は、15、16及び共通事項の管理基 準を準用する。	
		$S\phi \geq 10\text{m}$	-200以内				
	延長 (L)		-200以内				





区分	工 種	項 目		規格値 単位明示がないのは (mm)	測 定 基 準	記録方法	測定箇所等	
18 簡易法 砕工	簡易吹付法砕工	砕吹付 砕出来形	高さ	-20以内 (平均値は設計値以上)	200㎡につき1箇所 200㎡以下の場合は、1施工箇所につき、2箇所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	検査記録票 出来形図	・曲線部は設計図書による。  ・項目以外の砕内吹付、ラス張等についての管理基準は、15、16及び共通事項の管理基準を準用する。	
			幅	-30以内 (平均値は設計値以上)				
		砕内植生基材吹付	t<5cm	-10以内				
		吹付厚測定	t≥5cm	-20以内				
		吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上とする。						
15 18 共通 的 工 種	植生基材(厚層基材)(客土)吹付吹付工法砕工簡易法砕工の工種中で使用する部材	固定部材	アンカーピン 補助アンカーピン 釘等	施工中に金網が移動しない必要本数また、作業中の振動の伝わりによって吹き付けた材料のひび割れや剥離が起きない必要本数	200㎡につき1箇所 200㎡以下の場合は、1施工箇所につき、2箇所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	検査記録票	設計図書に示す数値、数量のほか  道路土工 切土工・斜面安定工指針 日本道路協会 吹付けコンクリート指針(案)[のり面編] 土木学会 法砕工の設計・施工指針(改訂版) 全国特定法面保護協会 簡易吹付のり砕工 設計・施工指針(案) 簡易吹付法砕協会  等を参考に、監督員と協議し必要数量を定める。	
			金網(ラス)	重ね合わせ幅				10cm程度 (金網目の2倍以上)
			配筋	鉄筋継ぎ手長さ(重ね幅)				許容応力度を満たす数量以上
			鉄筋	補助鉄筋				協議により定めた数量以上
		スペーサー						
		検測ピン						
		その他必要部材						

区分	工種	項目	規格値 単位明示がないのは(mm)	測定基準	記録方法	測定箇所等	
19 落石防護工	落石防止網 工	区間長(1)	$l < 10m$	-100以内	ロープ間隔は変化点毎の全間隔とする。 のり長は、最上段と最下段のロープ間隔とする。	検査記録票 出来形図 材料受払簿	<p>区間長は変化点間の距離とする。</p>
			$l \geq 10m$	-1%最大-200以内			
		ロープ間隔(D)	-100以内				
		のり長(S1)	-2%以内				
		面積	設計数値以上				
落石防護柵 (壁)工 鋼製擁壁工	鋼製擁壁工	基準高(▽)		±50以内	全箇所 厚さは、1施工当たり2箇所以上測定する。 施工延長40m(測点間隔25mの場合50m)につき1箇所 施工延長40(50)m以下のものは1施工箇所につき2箇所。  コンクリートの擁壁基礎がある場合は、5 擁壁工・土留工を準用する。	検査記録票 出来形図 材料受払簿	
		高さ(h)		-30以内			
		基礎	幅(w1, w2)	-30以内			
			高さ(h)	-30以内			
		厚さ(t)		-20以内			
		延長(L)		-50以内			

区分	工 種	項 目		規格値 単位明示がないのは(mm)	測 定 基 準	記 録 方 法	測 定 箇 所 等
20 落 石 予 防 工	ロープ伏工	施 工 中 確 認	土被り厚  (掘削機の残長等で確認)  (土砂部用アンカーに適用)	CCM協会の表土厚規定  値内	施工本数の 5%又は最小本数 3本	検査記録票 出来形図	1 工事内で複数工区に分かれていれば、 工区別に適用する。 出来形が、しゅん工時に確認できない場 合は、監督員による段階確認による他、 監督員の指示により、CCM協会の写真管理 基準等を参考にして出来形を記録する。 (アンカー耐力(確認)試験は、品質管理 基準に掲載)
			削孔長  (岩部用アンカーに適用)	定着長以上  (CCM協会の規定値以上)			
			アンカー打込角度	平均斜面勾配に対して 90° を基本とし、上向き 15度、下向き40度以内			
			アンカー残尺長 ・根入長(定着長)	設計定着長を満たしている 残尺長(CCM協会の規定値以上)			
	施 工 後 確 認	主 ロ ー プ 間 隔	管理基準軸	2.0±0.2(m) 以内  かつ、管理基準軸の延長が 下表の値を満たすこと	管理基準軸ごとに測定する。  例)管理基準軸の延長が8mの場合 	管理基準軸ごとに測定する。 施工本数の5%又は最小本数3本	図11-1. アンカーの打込角度  α: 打込角度 θ: 斜面勾配 β: 水平に対する角度  α = 180° - (θ + α') 規定: α = 50° ~ 105° 
				管理基準軸の延長	管理基準 (m)		
				2m以下	±0.2		
				2m~4m以下	±0.4		
				4m~20m以下	±0.5		
		20mを超える 場合	20mごとに ±0.5				
管理基準軸以外	2.0+0.5(m)以内	500㎡当たり 1 格子 (2m×2m)					
使用した 場合	金網重ね合わせ幅	+100以上	施工箇所 1 箇所以上測定する。				
	金網 縦・横 延長	-500以上	変化点毎に測定する。				
ロープ掛工	現場毎、監督員と協議のうえ基準等を定めること。					本内容により難しい場合は、監督員と協議 のうえ基準等を定めること。	

区分	工種	項目		規格値 単位明示がないのは(mm)	測定基準	記録方法	測定箇所等
21 橋梁工	鋼橋部材精度	各部寸法	フランジ幅 w (m)	0.5m未満…±2以内	主桁、主構 各支点及び各支点間中央付近を測定。	検査記録票	
			腹板高 h (m)	0.5mを越え1.0m以下 …±3以内			
			腹板間隔 b (m)	1.0mを越え2.0m以下 …±4以内			
		部材長 (1)	プレート ガーター	1 ≤ 10m ±3以内 1 > 10m ±4以内	原則として仮組立をしない部材 について、主要部材全数を測定 する。		
			トラス ・アーチ等	1 ≤ 10m ±2以内 1 > 10m ±3以内			
			伸縮継手 W	≤ 10m -5 ~ + 10以内 W > 10m -5 ~ + {5+W /(1000×2)} 以内 W = 車道幅員	製品全部を測定する。		
		板の平面度 (δ)	部材の腹板	h / 250以内	主桁の支点及び支間の中央付 近。変形を生じた位置で測定す る。 h : 腹板高 (mm) b : 腹板又はリブの間隔 (mm) w : フランジ幅 (mm)		
			箱桁フラン ジ・鋼床板 のデッキプ レート	b / 150以内			
フランジの直角度 (δ)		b / 200	主要部材全数を測定する。 b はフランジ幅 (mm) L は部材長 (mm)				
圧縮部材の曲り (δ)		L / 1000					

※規格値のw, cに代入する数値はm単位の数値である。ただし、「板の平面度δ, フランジの直角度δ, 圧縮材の曲りδ」の規格値のh, b, w, cに代入する数値はmm単位の数値とする。

区分	工種	項目	規格値 単位明示がないのは(mm)	測定基準	記録方法	測定箇所等
21 橋梁 工	鋼橋（仮組立時及び現場組立時） （架設時） 各橋種共通 （原則として各部材が無応力状態になるように適当な支持を設けるものとする）	全長・支間長	$\pm(10+L/10)$ 以内 L=全長又は支間長(m)	主桁・主構全数を測定する。	検査報告書	
		主桁・主溝の中心間距離	$B \leq 2m$ $\pm 4$ 以内 $B > 2m$ $\pm 3(B/2)$ 以内 B=主桁・主溝の中心間距離(m)	各支点及び各支点の中央付近。		
		主構の組立高(H)	$H \leq 5$ $\pm 5$ 以内 $H > 5$ $\pm 2.5+H/2$	両端部及び中央部。		
		主桁・主構の通り(δ)	$L \leq 100$ $\pm 5+L/5$ $L > 100$ $\pm 25$	最も外側の主桁、又は主構について支点及び支間中央の1点。		
		主桁・主構のそり	$L \leq 20m$ $-5 \sim +5$ $20 < L \leq 40m$ $-5 \sim +10$ $40 < L \leq 80m$ $-5 \sim +15$ $80 < L \leq 200m$ $-5 \sim +25$	各主桁について10m～12m間隔。 L:各主桁の支間長(m)		
		主桁・主構の橋端における出入りの差(δ)	$\pm 10$ 以内	どちらか一方の主桁(主構)端。		
		主桁・主構の鉛直度(δ)	$3+H/1000$ 以内	各主桁の両端部。各主構の支点及び支間の中央付近。		
		現場継手の隙間	設計値 $\pm 5$ 以内	主桁・主構の全継手数の1/2。 δ1、δ2のうち大きいもの 設計値が5mm以下の場合、マイナスを認めない。		
伸縮装置	組み合わせる伸縮装置の高さの差 δ1	$\pm 4$ 以内	両端部及び中央部付近を測定。			
	フィンガーの食い違い δ2	$\pm 2$ 以内				

区分	工種	項目	規格値			測定基準	記録方法	測定箇所等		
			塗装種別	規格	標準使用量 はけ				エアースプレー	目標膜厚 ( $\mu\text{m}$ )
21 橋梁工	鋼橋塗装工	下塗り塗料	鉛系さび止めペイント 1種	JISK	140	170	35	同一塗装系でかつ、同一塗装で塗装された類似部材ごとに1つのロットをとる。1ロットは200～500m <sup>2</sup> とする。1ロット当たりの測定数は12点以上とし同一点につき3～5回測定し、その平均値を測定値とする。 ロットの塗膜厚平均値Xは目標膜厚合計値の90%以上。 測定値の最小値minXは70%以上、測定値の分布の  標準偏差 $S = \sqrt{\frac{1}{(N-1) \times \sum (X - \bar{X})^2}}$  は目標塗装膜厚合計値の20%をこえないこと。	図面・野帳 測定位置及び厚さを記入する。	なるべく作業姿勢ごとの点数が等しくなるように選ぶこと。
				5623						
				5624						
				5625						
			塩化ゴム系下塗り塗料	200	250	45				
			エポキシ樹脂下塗り塗料	200	250	50				
			鉛酸カルシウム下塗り塗料	140	—	30				
			タールエポキシ樹脂塗料	JISK	230	250	80			
		5664								
		フェノールM10塗料	250	300	45					
		中・上塗り塗料	(長油性フタル酸樹脂塗料) 合成樹脂調合ペイント中塗り	JISK	120	150	30			
				5516 2種						
			(長油性フタル酸樹脂塗料) 合成樹脂調合ペイント上塗り	JISK	110	140	25			
				5516 2種						
			塩化ゴム系塗料(中塗り)	170	220	35				
			塩化ゴム系塗料(上塗り)	150	200	30				
			ポリウレタン樹脂中塗り塗料	140	170	30				
ポリウレタン樹脂上塗り塗料	120		140	25						

区分	工 種	項 目	規格値 単位明示がないのは(mm)	測 定 基 準	記 録 方 法	測 定 箇 所 等	
21 橋 梁 工	鉄筋及びプレ ストコン クリートの 床版工、 Tげた橋床 版橋	基 準 高 (▽)	±20以内	1 スパン当たり両支点付近の両 端と中央部を測定する。	設計図 出来形図		
		床版板、支間長 (1)	±30以内	1 スパン当たり左右各 1 箇所測 定する。			
		全長 (B) 及び 全幅員 (B <sub>1</sub> )	±30以内	1 スパン当たり両端及び中央付 近で測定する。			
		地 覆	幅 (B <sub>2</sub> )	±10以内			1 スパン当たり左右、各 1 箇所 測定する。
			高さ (h)	±10以内			
		Tげた橋、 床版橋のそり (δ)		- 0、+30以内			中心線上のスパン中央で測定す る。
		床版の厚さ (t)		-10、+20以内			1 スパン当たり左右、各 1 箇所 測定する。
		Tげた橋、 横げた	高さ (h)	±20以内			各けた両端及び中央付近で測定 する。ただし、横げたはいずれ か 1 箇所測定する。
	幅 (b)		±10以内				
	桁中心間 距離 (B <sub>0</sub> )		±20以内	両端部付近で測定する。			
	端軸の偏心量 (e)		±50以内				
	プレストコ ンクリート 横 (ポステン 方式のけた)	上 幅 (a <sub>1</sub> )	+10、-5以内	けた全数について測定する。け た断面寸法測定箇所は両端部、 中央部の 3 箇所とする。	設計図 出来形図		
下 幅 (a <sub>2</sub> )		±5以内					
高 さ (h)		+10、-5以内					
けた長及び支間長 (L)		±15以内	1 スパン当たり左右、各 1 箇所測定する。				
けた中心間距離		±20以内	両支点付近で測定する。				
横方向最大曲がり (δ)		±(1.51-6)以内 1 : 支間長 (m)	プレストレッシング後に測定す る。				

区分	工 種	項 目	規格値 単位明示がないのは(mm)	測 定 基 準	記 録 方 法	測 定 箇 所 等	
21 橋 梁 工	橋 台 工	基 準 高 (▽)	±20以内	全箇所 橋軸方向の断面寸法は中央及び 両端を測定する。その他は寸法 表示箇所を測定する。	設計図 出来形図		
		橋台長 (w) (橋軸方向)	-30以内				
		橋台幅 (橋軸 直角又は斜角 方面)	B < 1 m				-20以内
			B ≥ 1 m				-30以内
		高 さ (h)	h < 2 m				-30以内
			h ≥ 2 m				-50以内
		下 幅	-50以内				
		胸壁前面間又は胸壁前面と 橋脚中心間の距離 (ℓ)	±(1+ℓ/20) 最大±50以内				
	厚 さ (t)	±20以内					
	橋軸の偏心量 (e)	±50以内					
	橋 脚 工 (張出式) (重力式) (半重力式)	基 準 高 (▽)	±20以内	全箇所 橋軸方向の断面寸法は中央及び 両端を測定する。その他は寸法 表示箇所を測定する。	設計図 出来形図		
		厚 さ (t)	-20以内				
		橋脚幅 (橋軸直角又は 斜角方向)	ℓ < 1 m				-20以内
			ℓ ≥ 1 m				-30以内
橋脚長 (橋軸方向)		w < 1 m	-20以内				
		w ≥ 1 m	-30以内				
高 さ		h < 2 m	-30以内				
		h ≥ 2 m	-50以内				
橋脚の中心間距離 (L)	±(1+L/20) ±50以内						
端軸の偏心量 (e)	±50以内						



区分	工種	項目	規格値 単位明示がないのは(mm)	測定基準	記録方法	測定箇所等
22 トンネル工	トンネル (NATM)	基準高(拱頂)	±50以内	寸法表示箇所を測定	設計図に記入又は出来形図等を作成する、	
		厚さ	設計値以上			
		幅(全幅)(B)	-50以内			
		高さ(内のり)(h)	-50以内			
		中心線の 偏心量	直線部 ±1000以内 曲線部 ±1500以内			
		延長(L)	-100以内			
	トンネル工 (矢板)	基準高(拱頂)	±50以内	1 基準高、幅、高さは施工延長40mにつき1箇所測定する。 2 厚さは次によって測定する。 (イ) コンクリート打設前の巻立空間を、1打設長の間と終点について、測定箇所等の欄に図示する①～⑩で測定する。 (ロ) コンクリート打設後、覆工コンクリートについて、1打設長の端面(施工継手の位置)において、測定箇所等に図示する①～⑩の巻厚測定を行う。 ただし、上部半断面先進工法の場合④～⑦について、上半のセンターの間隔程度でよい。 (ハ) せん孔による巻厚の測定は、測定箇所等に図示する①は40mに1箇所、②～③は100mに1箇所の割合で行う。なお、トンネル延長が100m以下のものについては、1トンネル当たり2箇所以上のせん孔による測定を行う。ただし、漏水の多い場合等で上記によることは好ましくない場合は、監督員の指示により間隔を広げることができる。	設計図に記入又は出来形図等を作成する、	
		幅(全幅)(B)	-70以内			
		高さ(内のり)(h)	-70以内			
		中心線の 偏心量	直線部 ±1000以内 曲線部 ±1500以内			
		厚さ(t)	-50以内			
		延長(L)	-100以内			

区分	工種	項目	規格値 単位明示がないのは(mm)	測定基準	記録方法	測定箇所等	
23 舗装工	路床工 (路床入替)	基準高(▽)	±50以内	40mに1箇所の割合とし基準高は道路中心線及び端部で測定。延長40m以下のものは、2箇所測定する。 厚さは道路中心、両端部及び斜線中心で測定。厚さは基準面より測定した差により求める。	検査記録票 出来形図		
		厚さ	-50以内 ただし、全体の平均値 -25以内	測定値の平均が合格判定値の範囲外に出た場合は、さらに3箇所追加しこれが合格判定値の範囲内にあれば良い。			
		幅	-50以内				
	下層路盤工	基準高(▽)	-50以内	基準高、幅、厚さは、延長40m毎に1箇所の割合で測定する。延長40m以下のものは、2箇所測定する。基準高は道路中心線及びその端部で測定する。厚さは、道路中心、両端部及び車線中心で測定する。厚さは、基準面より測定した差により求める。			
		厚さ	-45以内 ただし、全体の平均値 -20以内				
		幅	-50以内				
	上層路盤工	粒度調整 ・セメント・石灰 安定処理 路盤工	幅	-50以内			幅、厚さは、延長40m毎に1箇所の割合で測定する。延長40m以下のものは、2箇所測定する。厚さは道路中心、両端部、車線中心で測定する。
			厚さ	-30以内 ただし、全体の平均値 -10以内			
	歴青安定 処理路盤工		幅	-50以内			幅は、延長40mごとに1箇所の割合で測定する。延長40m以下のものは、2箇所測定する。厚さはコアーを採取し測定する。1工事3箇所の割合で測定する。
			厚さ	-30以内 ただし、全体の平均値 -10以内			

区分	工 種	項 目	規格値 単位明示がないのは(mm)	測 定 基 準	記録方法	測 定 箇 所 等
23 舗 装 工	歴青安定 処理路盤工	平 担 性	2.4 (標準偏差) 以内	平坦性がアスファルト舗装要綱により行い車線ごとに実施する。		
	アスファルト舗装工 (表 層)	幅	片側-25以内 ただし全幅は設計値以上	幅は、延長40mごとに1箇所割合で測定する。延長40m 以下のものは、2箇所測定する。厚さは2,000m <sup>2</sup> 毎に3箇所の割合でコアを採取して測定し、測定値の平均が合格判定値の範囲外に出た場合は、さらに3箇所(2,000m <sup>2</sup> 以上は4箇所)追加しこれが合格判定値の範囲内であれば良い。		
		厚 さ	-9以内 ただし、全体の平均値 -3以内			
		平 担 性	3m プロフィールメーター により検測 (σ) 2.4mm 以下 直読式(足付き) (σ) 1.75mm 以下	平坦性は舗装施工便覧 (H18) による。		維持工事、災害等の復旧箇所 <small>で</small> 小規模なものは、平坦性の項目を省略することができる。
区分	アスファルト舗装工 (表 層) (面管理の 場 合 )	厚 さ あるいは 標高較差	-20以内 ただし、全体の平均値 -3以内	1. 3次元データによる出来形管理において、国土交通省の「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高差を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高差と当該層の標高差との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。		
	平 担 性	3m プロフィールメーター により検測 (σ) 2.4mm 以下 直読式(足付き) (σ) 1.75mm 以下	平坦性は舗装施工便覧 (H18) による。		維持工事、災害等の復旧箇所 <small>で</small> 小規模なものは、平坦性の項目を省略することができる。	

工種	項目	規格値 単位明示がないのは(mm)	測定基準	記録方法	測定箇所等	
コンクリート 舗装工	幅	-25以内	幅、厚さは、延長40mごとに1箇所割合で測定する。延長40m以下のものは、2箇所測定する。厚さは型枠設置後車線の中心付近で測定する。 2,000m <sup>2</sup> 毎に1箇所割合でコアーを採取する。			
	厚さ	-10以内 ただし、全体の平均値 -3.5以内				
	平坦性	コンクリートの硬化後 3mプロフィールメーター により検測 機械舗設(σ) 2.4mm以下 人力舗設(σ) 3.0mm以下	平坦性は舗装施工便覧 (H18) による。			維持工事、災害等の復旧箇所 <small>で</small> 小規模なものは、平坦性の項目を省略することができる。
	目地段差	± 2	隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。			
コンクリート 舗装工 (面管理の 場合)	厚さ あるいは 標高較差	-22以内 ただし、全体の平均値 -3.5以内	1. 3次元データによる出来形管理において、国土交通省の「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として± 4 mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高差を算出する。 計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高差と当該層の標高差との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。			
	平坦性	3mプロフィールメーター により検測 (σ) 2.4mm 以下 直読式(足付き) (σ) 1.75mm 以下	平坦性は舗装施工便覧 (H18) による。		維持工事、災害等の復旧箇所 <small>で</small> 小規模なものは、平坦性の項目を省略することができる。	
	目地段差	± 2	隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。			

区分	工 種	項 目	規 格 値	測 定 基 準	記 録 方 法	測 定 箇 所 等
24 森 林 整 備	地拵え	面積	設計値(設計範囲) ただし起工測量又は出来形測量を行った場合は-1%以内	全測点の確認。ただし、一部分の周囲測量又は測点を復元した場合は前視と後視の高低角及び方位角の差が±1°以内、点間距離(斜距離)が±10cm以内とする。 また、全測点の周囲測量を行った場合は、閉合差が図上距離の総和の100分の1以内とする。	検査記録票 測量野帳(測量した場合) 設計図・写真	施工の前後に全測点を確認し、測点杭の有無を検査記録票に記録する。無い場合は復元し、測量野帳に記載。 測量はポケットコンパスを使用する。 測点杭の写真撮影については、森林整備業務写真管理基準のとおりとする。 施工完了時に測点杭が無くなっていた場合は、必ず復元する。
	植 栽	面積	設計値(設計範囲) ただし起工測量又は出来形測量を行った場合は-1%以内	全測点の確認。ただし、一部分の周囲測量又は測点を復元した場合は前視と後視の高低角及び方位角の差が±1°以内、点間距離(斜距離)が±10cm以内とする。 また、全測点の周囲測量を行った場合は、閉合差が図上距離の総和の100分の1以内とする。	検査記録票 測量野帳(測量した場合) 設計図・写真	施工の前後に全測点を確認し、測点杭の有無を検査記録票に記録する。無い場合は復元し、測量野帳に記載。 測量はポケットコンパスを使用する。 測点杭の写真撮影については、森林整備業務写真管理基準のとおりとする。 施工完了時に測点杭が無くなっていた場合は、必ず復元する。

区分	工 種	項 目	規 格 値	測 定 基 準	記 録 方 法	測 定 箇 所 等
24 森 林 整 備	植 栽	本数	設計数値以上	標準地を設定(1団地当り) 標準地の面積及び箇所数 面積は 200m <sup>2</sup> (10m×20m等)程度とする。 箇所数は 1ha未満は 2箇所以上 1ha以上は 1haにつき 1箇所以上	検査記録票 出来形図	標準地の設定箇所は監督員と協議のうえ 決定する。ただし、特に指定のない場合 は、施工地に均等に配置する規格値は、標 準地の平均とする。
		苗木規格	設計数値以上	植栽後、植栽本数の0.5%以上	検査記録票	
		植付け穴	穴径の-5cm以 内	植栽本数の0.1%以上	検査記録票	
	下 刈	面積	設計値(設計範囲) ただし起工測量又 は出来形測量を 行った場合は-1% 以内	全測点の確認。ただし、一部分の周囲測量 又は測点を復元した場合は前視と後視の高 低角及び方位角の差が±1° 以内、点間距 離(斜距離)が±10cm以内とする。 また、全測点の周囲測量を行った場合は、 閉合差が図上距離の総和の100分の1以内 とする。	検査記録票 測量野帳(測量し た場合) 設計図・写真	施工の前後に全測点を確認し、測点杭の有無 を検査記録票に記録する。無い場合は復元し、 測量野帳に記載。 測量はポケットコンパスを使用する。 測点杭の写真撮影については、森林整備業務 写真管理基準のとおりとする。 施工完了時に測点杭が無くなっていた場合は、 必ず復元する。

区分	工 種	項 目	規 格 値	測 定 基 準	記 録 方 法	測 定 箇 所 等
24 森 林 整 備	獣害防除	面積	設計値(設計範囲) ただし起工測量又は出来形測量を行った場合は-1%以内	全測点の確認。ただし、一部分の周囲測量又は測点を復元した場合は前視と後視の高低角及び方位角の差が±1°以内、点間距離(斜距離)が±10cm以内とする。 また、全測点の周囲測量を行った場合は、閉合差が図上距離の総和の100分の1以内とする。	検査記録票 測量野帳(測量した場合) 設計図・写真	施工の前後に全測点を確認し、測点杭の有無を検査記録票に記録する。無い場合は復元し、測量野帳に記載。 測量はポケットコンパスを使用する。 測点杭の写真撮影については、森林整備業務写真管理基準のとおりとする。 施工完了時に測点杭が無くなっていた場合は、必ず復元する。
	雪起し	面積	設計値(設計範囲) ただし起工測量又は出来形測量を行った場合は-1%以内	全測点の確認。ただし、一部分の周囲測量又は測点を復元した場合は前視と後視の高低角及び方位角の差が±1°以内、点間距離(斜距離)が±10cm以内とする。 また、全測点の周囲測量を行った場合は、閉合差が図上距離の総和の100分の1以内とする。	検査記録票 測量野帳(測量した場合) 設計図・写真	施工の前後に全測点を確認し、測点杭の有無を検査記録票に記録する。無い場合は復元し、測量野帳に記載。 測量はポケットコンパスを使用する。 測点杭の写真撮影については、森林整備業務写真管理基準のとおりとする。 施工完了時に測点杭が無くなっていた場合は、必ず復元する。

区分	工 種	項 目	規 格 値	測 定 基 準	記 録 方 法	測 定 箇 所 等
24 森 林 整 備	除伐、つる切	面積	設計値(設計範囲) ただし起工測量又は出来形測量を行った場合は-1%以内	全測点の確認。ただし、一部分の周囲測量又は測点を復元した場合は前視と後視の高低角及び方位角の差が±1°以内、点間距離(斜距離)が±10cm以内とする。 また、全測点の周囲測量を行った場合は、閉合差が図上距離の総和の100分の1以内とする。	検査記録票 測量野帳(測量した場合) 設計図・写真	施工の前後に全測点を確認し、測点杭の有無を検査記録票に記録する。無い場合は復元し、測量野帳に記載。 測量はポケットコンパスを使用する。 測点杭の写真撮影については、森林整備業務写真管理基準のとおりとする。 施工完了時に測点杭が無くなっていた場合は、必ず復元する。
	本数調整伐(間伐)	伐採率又は残存本数指定 面積	設計値(設計範囲) ただし起工測量又は出来形測量を行った場合は-1%以内	全測点の確認。ただし、一部分の周囲測量又は測点を復元した場合は前視と後視の高低角及び方位角の差が±1°以内、点間距離(斜距離)が±10cm以内とする。 また、全測点の周囲測量を行った場合は、閉合差が図上距離の総和の100分の1以内とする。	検査記録票 測量野帳(測量した場合) 設計図・写真	施工の前後に全測点を確認し、測点杭の有無を検査記録票に記録する。無い場合は復元し、測量野帳に記載。 測量はポケットコンパスを使用する。 測点杭の写真撮影については、森林整備業務写真管理基準のとおりとする。 施工完了時に測点杭が無くなっていた場合は、必ず復元する。



区分	工 種	項 目		規 格 値	測 定 基 準	記 録 方 法	測 定 箇 所 等
24 森 林 整 備	本数調整伐 (間伐)	伐採率又は 残存本数指定	伐採状況 (伐採率指 定の場合)	伐採率 ±5%	標準地を設定(1団地当り) 標準地の面積及び箇所数  面積は 200㎡(10m×20m等)程度とする 箇所数は 1ha未満は 1箇所以上 1ha以上は 2haにつき 1箇所以上	検査記録票 出来形図	標準地の設定箇所は監督員と協議のうえ決定 する。ただし、特に指定のない場合は、施工地 に均等に配置する。 規格値は、標準地の平均とする。
			(残存本数 指定)	残存本数の±10%			
	伐採本数指定	伐採本数	設計数値以上				
	枝落し (枝打ち)	面積	設計値(設計範囲) ただし起工測量又 は出来形測量を 行った場合は-1% 以内	設計値(設計範囲) ただし起工測量又 は出来形測量を 行った場合は-1% 以内	全測点の確認。ただし、一部分の周囲測量 又は測点を復元した場合は前視と後視の高 低角及び方位角の差が±1° 以内、点間距 離(斜距離)が±10cm以内とする。 また、全測点の周囲測量を行った場合は、 閉合差が図上距離の総和の 100 分の1以内 とする。	検査記録票 測量野帳(測量し た場合) 設計図・写真	施工の前後に全測点を確認し、測点杭の有無 を検査記録票に記録する。無い場合は復元し、 測量野帳に記載。 測量はポケットコンパスを使用する。 測点杭の写真撮影については、森林整備業務 写真管理基準のとおりとする。 施工完了時に測点杭が無くなっていた場合は、 必ず復元する。

区分	工種	項目	規格値	測定基準	記録方法	測定箇所等
24 森林 整備 備	枝落し (枝打ち)	枝落し高さ	0～±20cm以内	標準地を設定(1団地当り) 標準地の面積及び箇所数 面積は 100 m <sup>2</sup> (10m×10m等)程度とする 箇所数は 1ha未満 1箇所以上 1ha以上は 2haにつき 1箇所以上	検査記録票 出来形図	標準地の設定箇所は監督員と協議のうえ決定する。ただし、特に指定のない場合は、施工地に均等に配置する。
	作業歩道開設	測点間距離	-20cm以内	全測点間距離	検査記録票 出来形図	
		総延長	設計数値以上		検査記録票	
		幅 W ≤ 50cm	-10cm以内	施工延長 50mに 1箇所以上	検査記録票	
		幅 W > 50cm	-15cm以内	施工延長 50mに 1箇所以上	検査記録票	
	歩道・車道 維持及び防 火線刈払い	総延長	設計数値以上		検査記録票	
		幅	-20cm 以内	施工延長 500mに 1箇所以上	検査記録票	
	シカ等防護 柵	延長(L)	設計数値以上	総延長	検査記録票	
		支柱間距離	+20%以内	施工延長 200mに 1箇所以上	検査記録票	
		高さ(H)	±10%以内	施工延長 200mに 1箇所以上	検査記録票	

※ 測定基準における「周囲測量」を全測点杭の確認により実施した場合においても、設計図（面積を含む）の提出をすること。  
また杭の一部がない場合は、復旧した杭で再測量し設計図（面積を含む）を提出すること。